

「電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について」（平成3年12月24日付け3資庁第14230号）についての解釈について

平成25年5月21日  
経済産業省産業技術環境局  
リサイクル推進課長  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部  
電力基盤整備課長

標記通達に関する解釈については、以下のとおりとします。

別表における「(注) 土地造成材とは、地方公共団体又は地域振興整備公団その他これに類するものが実施する土地造成事業又は土地整備事業であって法律に基づいて行われるものに対して供給される石炭灰とする」の記載に関し、電気事業用の電気工作物、その他これに付随するものの設置にかかる土地造成事業又は土地整備事業に対して電気業に属する事業者が供給する石炭灰は、土地造成材に該当すると理解される。(当該土地造成事業等が産業廃棄物処理施設への石炭灰の埋立処分を行う事業であって、当該産業廃棄物処理施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書において、埋立終了後の跡地利用として事業用の電気工作物、その他これに付随するものを設置する旨が明記されている場合に限る。)